

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 5 号		
件 名	物価高騰に見合う生活保護費の引上げを行うよう国へ意見書を提出するとともに、新潟市独自の低所得者支援の実施を求めることについて		
要 旨	<p>(1)、新潟市の1月の消費者物価指数は、前年同月比で4.3%上昇し、消費税の増税時を除くと41年ぶりの大幅な物価上昇です。さらに値上げの品目は増え続けています。厚生労働省の生活保護世帯の消費支出調査結果に新潟市の物価上昇率を掛けると、2人以上世帯で月額8,147円、年額9万7,764円にもなります。この負担は、生活保護費や国民基礎年金の1か月分を上回る負担増です。生活保護利用者や低所得者には、死活の問題になっています。</p> <p>(2)、この間、生活保護基準減額処分を違法とする判決が、大阪、熊本、東京、横浜、宮崎、青森、和歌山、さいたま、奈良、千葉、静岡の11地裁で連続して言い渡されました。判決理由は、いずれも専門家の意見を聞かず、統計の使い方に問題があったというものです。争われた2013年の保護費引下げは、3年をかけて平均6.5%、最高10%の引下げを行ったもので、保護利用者の暮らしを困難にしました。判決は、保護費を2012年に戻すことを求めています。保護費が引き下げられたところに、今回の物価高騰が襲ってきたことで、深刻な影響を与えています。</p> <p>(3)、新潟市の各福祉事務所は、物価高騰の大変さを痛感している、保護利用者の皆さんは、相次ぐ値上げで苦しんでいると認識している、やりくりも限界だと思ふとし、保護利用者の声を伝えるのも我々の職務ですとの声も聞かれました。保護費引上げは急務です。また、保護費引上げは、新潟市において約70の制度に関連し、市民の暮らしの向上につながります。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>		
付 託 年月日 委員会	令和5年6月21日	第1項 第2項	} 市民厚生常任委員会
受 理	令和5年6月13日	第200号	

(4)、新潟市は住民税非課税世帯に3万円の給付金を支給する方針ですが、現下の物価高騰を考えると十分ではありません。国の価格高騰重点支援地方交付金は、推奨メニューを例示してさらに手厚い低所得者対策を取れるようにしています。

市民の暮らしを守るため、貴議会が積極的に役割を果たしていただくよう、次のことを求め陳情いたします。

記

- 1 生活保護基準を大幅に引き上げることを求める意見書を、国に提出すること。
- 2 価格高騰重点支援地方交付金の積極的活用で、生活困窮者に対する市独自の手厚い物価対策を取ること。